第七十二条の十八を次のように改める。

（単年度損益の算定の方法）

第七十二条の十八　第七十二条の十四の各事業年度の単年度損益は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　連結申告法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下この節において同じ。）以外の内国法人　各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定する。

二　連結申告法人　各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の個別帰属益金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額をいう。第七十二条の二十三において同じ。）から個別帰属損金額（同項に規定する個別帰属損金額をいう。同条において同じ。）を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該連結申告法人の個別所得金額（同項に規定する個別所得金額をいう。以下この節において同じ。）の計算の例によつて算定する。

三　外国法人　各事業年度の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額（同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この号及び第七十二条の二十三第四項において同じ。）及び同法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額の合算額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である同号イに掲げる国内源泉所得に係る所得及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の計算の例によつて算定する。

2　前項の規定によつて第七十二条の十四の各事業年度の単年度損益を算定する場合においては、法人税法第五十七条、第五十七条の二、第五十八条、第八十一条の九及び第八十一条の十並びに租税特別措置法第五十五条（同条第一項及び第九項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）、第五十九条の二、第六十六条の五の三（第二項に係る部分を除く。）、第六十八条の四十三（同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）、第六十八条の六十二の二及び第六十八条の八十九の三（第二項に係る部分を除く。）の規定の例によらないものとする。

第七十二条の十九中「本節」を「この節」に改める。

第七十二条の二十三第一項を次のように改める。

第七十二条の十二第一号ハの各事業年度の所得は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　連結申告法人以外の内国法人　各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定する。

二　連結申告法人　各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の個別帰属益金額から個別帰属損金額を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該連結申告法人の個別所得金額の計算の例によつて算定する。

三　外国法人　各事業年度の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の合算額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である同号イに掲げる国内源泉所得に係る所得及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の計算の例によつて算定する。

第七十二条の二十三第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項第二号」に改め、「（法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。）」を削り、「同法」を「法人税法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定によつて第七十二条の十二第一号ハの各事業年度の所得を算定する場合においては、法人税法第五十七条第八項及び第九項、第五十七条の二第四項、第五十八条第四項、第六十二条の五第五項、第八十一条の九並びに第八十一条の十並びに租税特別措置法第五十五条（同条第一項及び第九項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）及び第六十八条の四十三（同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）の規定の例によらないものとし、医療法人又は医療施設（政令で定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）が社会保険診療につき支払を受けた金額は、益金の額又は個別帰属益金額に算入せず、また、当該社会保険診療に係る経費は、損金の額又は個別帰属損金額に算入しない。

第七十二条の二十六第一項中「法人税法第四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する法人のこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当すること」を「恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなつた場合のその有すること」に改め、「から第七十二条の二十二まで、第七十二条の二十三第一項、第七十二条の二十四」を削り、同条第七項中「第七十一条第一項ただし書」の下に「若しくは第百四十四条の三第一項ただし書」を加え、「同項第一号」を「同法第七十一条第一項第一号」に改める。

第七十二条の二十九第一項中「第七十二条の二十三第一項、第七十二条の二十四」を「第七十二条の二十三」に改め、同条第三項中「第七十二条の二十三第一項」を「第七十二条の二十三」に改める。

第七十二条の三十九の二第一項中「第百三十九条」を「第百三十九条第一項」に改め、「第六十六条の四第一項」の下に「又は第六十七条の十八第一項」を加え、「。以下この項において同じ」を削り、「当局に対し当該租税条約に規定する申立て」の下に「（租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十六条の四の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）」を、「第六十六条の四第十七項第一号」の下に「（同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）」を加える。

第七十二条の三十九の四第一項中「第六十八条の八十八第一項」の下に「又は第六十八条の百七の二第一項」を、「第六十八条の八十八第十八項第一号」の下に「（同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）」を加える。

第七十二条の四十第一項第二号中「第七十四条（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）」を「第七十四条第一項又は第百四十四条の六第一項」に改める。

第七十二条の四十一第一項中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改める。

第七十二条の四十九の十二第一項中「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改め、同項ただし書中「第七十二条の二十三第二項」を「第七十二条の二十三第三項」に改める。

第七十二条の五十第二項中「第百六十五条」を「第七十二条の二十三第三項」に改める。

第二百九十二条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三　法人税割　次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める市町村民税をいう。

イ　この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この節において「内国法人」という。）　法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として課する市町村民税

ロ　この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）　次に掲げる法人税額の区分ごとに、当該法人税額を課税標準として課する市町村民税

(1)　法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額

(2)　法人税法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額